

諮問庁：国立研究開発法人科学技術振興機構

諮問日：令和4年11月28日（令和4年（独情）諮問第86号）

答申日：令和5年7月6日（令和5年度（独情）答申第35号）

事件名：科学技術文献検索システムの利用料の変遷に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」、「J S T」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和4年5月20日付けR04科振総第050-2号による開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、令和4年4月18日、法人文書開示請求書を提出した。この法人文書開示請求書における「請求する法人文書の名称等」には「科学技術文献検索システム J - D r e a m（旧）J O I Sを利用した利用料（使用料金）の変遷に関する文書。」旨、記載している。

(2) 法人文書開示決定通知書の記載内容

この法人文書開示請求に対し、令和4年5月23日、法人文書開示決定通知書が通知されている。

(3) 法人文書開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記開示決定は、不当かつ違法である。即ち、開示を受けた文書名として2012年度及び2013年度の各料金表が記載されてい

る。

しかし、インターネットで公開されている情報によると、「JOIS ジョイス JST ONLINE INFORMATION SYSTEM 科学技術振興機構 JST の前身である日本科学技術情報センター JICST が 1976 年に提供を開始したオンラインの文献情報検索サービス。日本のデータベース・サービスの草分け的存在で、大学、病院などでの研究、企業での研究開発や特許調査において国内外の科学技術および医学・薬学文献の検索が可能となった。当初は英数字、半角カタカナによる入出力に対応するのみであったが、数度にわたり改良が加えられた。2003 年システム構成を一新し、日本、アメリカ合衆国、ドイツが共同で運営する STN インターナショナル (Scientific and Technical Network International) のシステム基盤を導入するとともに、独自の文献リンクシステム JOIS Link を開発し文献の全文閲覧が可能になった。2006 年、一般利用者向けに JST が 2003 年に提供を始めた情報検索サービス J Dream (JST Document Retrieval System for Academic and Medical Fields) と JOIS が統合、J Dream II と名を改めた。2013 年 JST はデータベースコンテンツの作成は引き続き行うとしながら、サービス事業を民間企業ジー・サーチに移管、名称が J Dream III に変更された。」

従って、JOIS は、昭和 51 年から開始されているので、同年からの現在に至るまでの各料金表を開示していただきたい。さらに、各料金の改定趣旨に関する文書も開示していただきたい。

よって、法 9 条 1 項の規定に基づきなされた法人文書開示決定 (R04 科振総第 050-2 号・令和 4 年 5 月 20 日) を取り消すべきである旨の決定を求める。

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、審査請求人に対し、令和 4 年 5 月 20 日付 R04 科振総第 050-2 号「法人文書開示決定通知書」により、全部開示を行った。

それに対して行われた審査請求の趣旨は、以下の 2 点の法人文書の開示である。

- ① 昭和 51 年からの各料金表
- ② 各料金の改定趣旨に関する文書

上記①については、対象文書 2 件以前の料金表は既に廃棄済みであり、また対象文書 2 件以降の料金表は、民間事業者によりサービスが提供されており機構では料金表を作成・保有しておらず、開示を行うことができない。よって原処分維持が妥当と考えるため、原処分維持を求めて諮問するもの

である。

なお、上記②については新たに文書の特定を行う予定である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年6月8日 審議
- ④ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、全部開示する原処分を行った。

審査請求人は、文書の特定は不当かつ違法であるとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、審査請求のうち「昭和51年からの各料金表」については原処分維持が妥当であり、「各料金の改定趣旨に関する文書」については新たに文書（本件対象文書2）の特定を行う予定であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、大要、①原処分において平成24年度及び平成25年度の各料金表を開示されたが、機構の前身である日本科学技術情報センターJICSTは昭和51年からオンラインによる文献情報検索サービス（JOIS）を提供していることから、同年から現在に至るまでの各料金表の開示を求める、②各料金表の改定趣旨に関する文書についても開示を求める旨主張する。

(2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、①本件対象文書以外の料金表は既に廃棄済みである、②平成25年度以降の料金表は、民間事業者によりサービスが提供されており、機構では料金表を作成及び保有していない、③上記（1）②の文書については、新たに特定を行う予定である旨説明する。

(3) 上記（2）③の諮問庁の説明について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア JOISは、昭和51年10月から情報提供サービスを開始している。利用料金は、各年度における経済情勢やサービスを取り巻く環境の変化、今後のサービスの維持及び発展等を見据えて、顧客の利用状況を確認しながら時宜に応じて改定されている。

サービス開始時の利用料金は、JST内の役員決裁において設定され（昭和51年5月）、以降は、前年度の下半期に顧客の利用状況

等を踏まえて、次年度のサービス料金改定（案）を検討し、役員決裁を経て決定していた。

次年度用の改定料金は、前年度2月に冊子体を作成及び印刷し、次年度4月から営業資料として、資料請求対応やショールームで頒布する等活用されてきた。後に、インターネット上でも料金表を公開していた。

イ JOISがJ DreamⅡとなった平成18年4月以降も、当該サービスの運営者であるJSTにより、同様の運用を行っていたが、平成22年に実施された政府による事業仕分けの結果、上記事業の実施は民間の判断に任せると判断された。同年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」では、「科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。」とされたことを受け、JSTは本事業の実施者となる民間事業者を定期的に公募により選定、平成25年4月から民間事業者が実施するJ DreamⅢとしてサービスが提供された。以降、料金決定やサービスごとの料金表作成は民間事業者で実施され、JSTにおいて料金表の検討や作成等の作業は行っていない。また、上記民間事業者に対し、料金表（利用者へ提示等するもの）の提出を求めたことはなく、提出されたこともない。

ウ 審査請求人は、「科学技術文献検索システムJ-Dream（旧）JOISを利用した利用料金（使用料金）の変遷に関する文書」を求めているところ、その趣旨は、上記ア及びイ掲記の利用料金の改定経緯に関して、検討対象や改定理由について記録された法人文書の開示を求めているものと解される。具体的には、前年度における次年度のサービス料金改定（案）の役員決裁文書に含まれる、料金（案）の提案理由等に係る情報を指していると考えられる。

上記第3掲記の「② 各料金の改定趣旨に関する文書」は、機構の文書管理規則において「企画を実施するための決裁文書その他実施の過程が記録された文書」、具体的には「料金決裁改定文書」に該当し、保存期間を30年としている。これにより、過去の料金の改定趣旨及び金額を追うことが可能であり、今次、改めて当該文書の特定及び追加開示決定等を行うものである。

エ なお、審査請求人は、昭和51年から現在に至るまでの各料金表についても開示を求めているが、料金表は文書管理規程上の保存が必要な文書に位置付けておらず、特段の保存期間は定めていない状況にあつて、業務運営の現場の参考資料として10年程度を目安に保管している。したがって、本件開示請求時点で10年を経過したものは保存

期間満了により廃棄済みであり、機構では保有していない。

オ 念のため、関係部署の書庫及び書棚並びに共有ドライブ等について改めて探索を行ったが、当該資料の存在は確認できなかった。

- (4) 当審査会において、諮問庁から法人文書分類基準表の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(3)ウ及びエのとおりであると認められる。

また、諮問庁から提示を受けた、平成24年度以前に作成された料金改定に係る決裁文書の一部について、その内容を確認したところ、諮問庁の上記(3)ウの説明に合致する内容であることが認められる。

諮問庁が上記(3)オで説明する文書探索の方法及び範囲についても不十分であるとはいえず、また、平成25年4月から民間事業者によりJ D r e a mⅢとしてサービスが実施され、当該サービスごとの料金表の作成は当該事業者が行っており、機構において料金表の検討や作成等の作業は行っていないほか、当該事業者から料金表(利用者へ提示等するもの)の提出を受けたという事実もない旨の上記(3)イの諮問庁の説明を覆すに足る事情も認め難い。

以上を併せ考えると、機構において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求文書

科学技術文献検索システム J-D r e a m (旧) J O I S を利用した利用料 (使用料金) の変遷に関する文書

2 本件対象文書 1

文書 1 2012 年度料金表

文書 2 2013 年度料金表

3 本件対象文書 2

料金改定に係る決裁文書 (平成 4 年度ないし平成 23 年度分)